

第2回（仮称）大口町子ども条例制定検討委員会

日時：令和6年5月14日

13時30分～14時45分

場所：大口町健康文化センター1階
多目的室

事務局（課長）： [あいさつ・欠席委員報告・資料確認]

次第1：健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長：[あいさつ]

それではみなさまこんにちは。本日は第2回大口町子ども条例制定検討委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。年度も変わりまして、役職により新たに委員を受けていただいたみなさま方には改めてよろしくお願ひいたします。大口町では令和4年度町制60周年を記念いたしましてこの子ども条例の策定に取り組んでいるところです。年度も変わりましていよいよ最終年度となりまして、少々プレッシャーを感じてきているところです。なんといましても条例というものは、後世に残っていくものになります。この子ども条例のようなこういう理念的な条例、後で検討していただくのですが、前文というものがあまして、そういう前文も内容はそれぞれ変わっていくものの、ほぼほぼ大口町がある限りずっと残っていくものになります。ですので、そういうことを考えると、こういう前文にぜひ子どもさんたちご自身の意見もお聞きしたいなということも考えておまして、今年の夏休みに子どもさんたちに集まっていただいて、条例の前文、そういうものへの思いをお聞きするようなワークショップも考えております。また、この子ども条例、作って終わりではなくてこの条例ができたことにより町ですとか住民のみなさま、そして子どもたちの意識がどう変わるのか、また、大人たちはその子どもにどう関わっていくのか、そういうことを考えるきっかけになればという風に考えておまして、そのような体制づくりもいろいろと考えながら取り組んでいるところです。本日は次第の方に条例の骨子、こちらについてみなさまにご意見をいただくことになっておりますので、ぜひいろいろなご意見をいただくことをお願ひしあいさつとさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

次第2：委員長あいさつ

委員長：[あいさつ]

今回、子ども条例制定検討委員会としては2回目ということで、またお世話になる方、新しい方、どうぞよろしくお願ひいたします。大口町のすべての子どもたちのためにということで条例について、みなさんのアイデアをいただきたい場だと思うんですけど、この場で何を話しようかなと思ったときに2つ、今日いろいろアイデアを出してもらおううえで参考になればと思ってお話ししようかなと思って来たんです。1つは、人権という言葉の意味です。この週末に子どもの権利に関する講演会を聴く機会がありまして、そこの講演者の方が一番冒頭にお話しされたことだったんですけど、みなさんはどう感じるか、一文文章を読みますので、「人権は何らかの義務を果たさなければ行使することはできない」この一文、どうお感じになられますで

しょうか。違和感ありますよね。人権という言葉には、何らかの義務を果たさなければ行使することができないというものではないということなんですね。特に子どもの権利条約というのがこの条例の理念のベースになるんですけども、例えば日本ユニセフ協会のサイトにわかりやすく子どもの権利の説明が書いてあったんですけど、そこを読ませていただくと、「子どもの権利とは、子どもの人権と同じ意味です。子どもは生まれながらに人権をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません」。人権というのは、生まれながらすべての人に、こどもにあるという風に考えなければならないものだというところなんです。今 SDGs のからみでもよく聞くフレーズですけども、誰一人取り残さない支援をということはよく言われますが、それにも通じる、取り残すことができないはずなんですよ。人権、こどもの人権はすべてのこどもに与えられていなければならないものだ。抽象的ですけども、このことを改めて頭にとにかく心に感じておく必要があるなと思いました。よくご存じの方には釈迦に説法で恐縮です。2点目は、この子どもの権利条約が4つの原則からなっていて、それが大口町のこども条例の骨子案のこどもの権利のところ反映されているわけですが、その中でもこどもの意見の尊重とかこどもの参加という4つのうちの1つがそういう内容になるんですけども、それがやはり4つの原則の中では弱い部分になる日本の社会の中では。こどもの意見を尊重することだったり、こどもが主体となって参加をするということについてどうも日本の社会はそれが弱い。それは、幼稚園や保育園、保育現場や教育現場の場でも言われることですし、研究者からも言われることですし、国や行政もそのことを問題視していて、当然、こどもワークショップされたとか、アンケート調査もとられてこどもの意見が反映されるように作るというのがこども条例の策定のためにはとても重要なことだと思います。ちょっと考えると、例えば、こどもは未熟な存在なので大人が指導監督していかなければならないというのもそうなんですけれども、少しその観点を改めて、大人の役割としてたまにいうフレーズなんですけれども、「こどもの伴走者であるべきだ」。指導監督するということではなくて、指導監督するということから少し観点を改めて、私たち大人はこどもと並んで歩いていく、走っていく伴走者としての役割を果たす必要があるのかなと。そのちょっとした観点の違いみたいなものがあると、こどもが権利の主体となるということの意味が少しわかってくるのかな、感じ取れるのかなと思ったりしています。心理学の世界でも、今すごく赤ちゃんというのは実は大人が思うよりもすごく有能なんだという研究とかも多かったり、発達心理学の分野でもこどもというのは自ら発達していく育っていく力をもともと持っている。それを私たちは引き出してあげるとか、支援してあげるということがとても大切で、もちろんそれがなければ、こどもが発達して生きていくことは難しいんですけども、でもこども自身の力を信じるということもとても大事というそういう話もありますし、こどもの意見の尊重とか参加ということをやっぱりもう少し私たち大人がうまく考えていかないと日本の社会の中ではおざなりになりがちの部分なのかなという風に感じたりしています。その2点、人権という意味とこどもの意見の尊重と参加というところについて、広くこの文脈では言われることではあるんですけども、改めて頭に置いていきたいなと思うところです。みなさんから多様な観点でこの条例の中に盛り込みたいいろんな内容がこの会議の場であればと思いますので、ぜひいろんなご意見を発言していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次第3：自己紹介

次第4：議題

(報告事項) (1) おとなワークショップのその後について

事務局：[説明]

※資料1「おとなワークショップのその後について」に基づいて説明

委員長：ただいまの説明について、何かご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

委員：質問させていただきます。このワークショップで現在継続して進行しているもの具体的にはどういったものがあるのかというのは紹介していただけるのでしょうか。

事務局：最初のテーマ3つですね、「こども・若者主役」「図書館」「世代間交流」からスタートしまして、現在、「こども・若者主役」につきましては、こども議会という形でこどもたちが主体となって行っていくこども議会の話が進んでおります。「図書館」につきましては、当初図書館を起点としてというところだったんですが、現在は、大口町をテーマとしたボードゲームをこどもたちに作成してもらうというような話になっています。また、「世代間交流」につきましては、多世代の交流からの話でしゃべり場等の話が出ておまして、現在は、ちょっとたすけてほしいマークの作成です。ちょっと助けてほしいけど声をかけづらいですとかそういったこともありますので、そういった人たちが声をかけやすしたりわかるようにということでもちょっとたすけてマークの作成というところのアイデアが具体的に出ており、進んでいるところです。

委員：ありがとうございます。

委員長：その他何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、ご質問もないようですので、「おとなワークショップのその後について」はご承認いただけたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

[協議終了]

(協議事項) (2) 大口町こども条例骨子案について

事務局：[説明]

※資料2「大口町こども条例の内容について」に基づいて説明

委員長：ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらぜひよろしくお願いたします。

委員：第2章こどもの権利のところ、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利というのは、こども条例と同じようなところで、もう1つのこども自身が権利を知り、自身の権利を大切にするとともに、周りのこどもの権利も大切にすることということが、どちらかというところ今最初の4つというのは大人というか周りにはこどもたちを守って、こういうこどもたちの権利を守ってあげる、だけど、5番目というのは、こども自身が周りのこどもを大切にしないといけないよというような意味合いですかね。

事務局：5番目につきましては、前回1回目です、こどもを地域、家庭それぞれが育て

ますよというだけではこどもはうまく育たないよと、自分自身もちちゃんと権利を知ってそれを周りの子もその権利があってそれをお互いが認め合うということを入れないと、せっかくいいものを作っても一方的にしか育たないような子にならないようにとの要望がありまして、町としてもせっかく作るならこどもがまっすぐ育っていくような形で、与えられるものだけじゃなくて自分もそれに気づいて周りにそうしましょうねというのを入れたいという思いがありまして今回大口町としては5番目を入れております。

委員：これは大口町独自？

事務局：そうですね、はい。他のものに関連してくると思うんですけど、あえてこれはひとつ出して作る予定でいます。

委員：わかりました。ありがとうございます。

委員長：そのことに関連してよろしいですか。ちょっとインターネットで調べただけなので間違っていたら教えていただきたいんですけど、こどもが他人の権利を尊重するというのもこの条例の中に盛り込みたいということだと思うんですけども、こどもの条例みたいなものを作っているところでは、半数程度この文言が入っているという風に書いてあったんですね。確かに書いてあるところはあってみてみたんですけど、そうするとこの第2章のようなこどもの権利の権利を列挙するようなところに書いてあるというよりは、ちょっと違う形で明記されていて、今回の骨子案も見ると責務のところはその旨については書かれているので、ここに挙げるにしても、2章に挙げるにしても、上の4点とは趣の違うところがあるので、書き方はちょっと工夫したほうがいいかなと思ったのと、大口町独自ということであれば、みなさんも重要な内容だと思って、他のところも重要だと思っているところなんだろうなと思うんですけど、もし大口町らしさを出すとするなら、ここで、何を大口町らしくという風になるのかなというのはちょっと疑問に思っていたところなんです。書き方のことと大口町独自の視点としてこれを入れるという観点についてどう考えられるか。お聞かせいただければなと思います。

事務局：確かに言われてみれば、権利というところに書くのもひとつかもしれませんが、今言われたように責務のところですね、大人の責務が割と書かれるところに対してそこにこどもの責務という形でこどもの権利の自分が守られるだけじゃなくて責務、一員としての中のこども同士でも責務があるよというのもここに入れてもいいかなと今言われまして思いました。今回骨子しか出していないものですから、いろんなことを言っていただいてどこに入れるといいのかとかこれを足してほしいなどもっとみなさんに意見を言っていただけるとそれぞれの意見が反映できますので、そのあたりもよろしくお願いします。

委員長：ここの責務は大人の責務を定めますというところで、書き方としては、こどもが他者の権利を尊重できるように支援する大人の責務という意味合いでここに挙げてある？

事務局：そうですね。

委員長：そうではなくて、第2章で書きたいのは、こども自身が自身の権利を大切に、他者の権利も大切にすることを書きたい、ということなんですね。そこが大口

町の独自の部分になるんですかね。ごめんなさい、私もあまりしっかり調べたわけじゃないのですが。他に何か、どんな観点からでも結構かと思います。

副会長：私もこのところがすごく気になる場所ではあるんです。こういったことって例えば前文に入ってくるとか、一番大口町らしく差が出てくるというのは、この前文のところが一番ここで大口町らしさというのが理念の部分で出してくるところではあると思うんです。なので、そういったところでこの他者を大切にしていくということを入れていくということも一つ考え方としてはあるんじゃないでしょうか。どうしてもここにこどもの権利のところ自身権利を知り他者の権利も、とても大事なことなんですけども、ここに入ってくるとなんだかすごく座りが悪いような感じが私はずっとしているんです。それとか、こどもにやさしいまちづくりの推進のところ具体的なことを、ここはたぶん具体的な文言が入ってくる場所ではないかと思うんです。そのところで具体的に友達のことを大切にしましょうとか具体例としてこう入っていった方が私はすっきりくるような気がしております。

事務局：わかりました。そのあたりも検討します。あと前文のところですね、冒頭もいいましたように今度のワークショップでこどもたちに集まっていただいて、1回のワークショップではなかなかすべて前文を作ることは難しいものですから、ある程度キーワード出しをさせていただいて、それを上手に事務局の方で繋げて次回出ささせていただきたいと思うんですけど、そこでなかなか今回言いたいことがすべてこどもから直接出てくることは難しいかと思うんですけど、その辺もふまえて町の方で捕捉しながら前文を作りたいと思いますので、了承だけお願いいたします。

委員長：その他何かご質問でもご意見でも結構かと思います。

委員：まだ決まってないんですけど、この決まった後にもし条例を変えたいという場合、どういう手続きをふめば変えられるのかというのほどここに入ったりするんですかね？まだ決まってないのでそんなこと出ないかもしれないんですけど、未来の自分たちみたいな人がこう変えたいんだけど変え方書いてないよねってなった場合はどうなるんですか。

事務局：条例については、作ったらおしまいではなく、いろんな条例も法律が変わったりすると改正はしていきますので、そういう要望が出たら変えることは可能です。

委員：この条例に対して書くのではなく、何か違うのがあるっていう、大口町で何かある？

事務局：条例自体を構成の中に追加することもできますし、文言がおかしくなってきた場合は、それをその時の文言に変えてそういう条文を維持していくという形で、前文については今のこどもたちが決めて、これから大口町をこうしたいという思いなものですから、なかなかそこを事務局でも変える気はなくて、今回、将来に向けて作っていただく、そのあとの条文については、時勢にあわせて変えていきたいとは思っています。

委員：そうですね、足りないものを追加したいということが出るとは思うので、それが簡単にできるのか自分はよく分かっていないので。

事務局：条例というのは、町でいう憲法といわれるように、ここ違うから変えましょうという簡単に変えられるものではないんです。一応条例を変えるには、制定するのも変

えるのも議会の承認が必要になるので、まず今回も議会の承認を得て、それでいいですよと言われると条例を公布して施行という形になるんです。変えようと思っても同じ手続きが必要になるので、一般的にそんなに簡単に変えられませんよという話にはなるんですけど、やっぱり見直しをしていかなきゃいけないので、その見直しは例えば極端な話、今18歳までが成人ですが、この成人が16歳に下がったよといったら変えなきゃいけない、そういう時にはもちろん改正も必要ですし、それと同じように世の中の情勢に従ってこういうことを付け足した方がいいよというのは、その都度議会の承認は必要になりますが、変えていくことはちゃんとできます。あと、条例によっては、中に何年ごとに見直しましょうという条文をはじめからある条例もあって、特にこういう理念条例なんかは、5年に一度とか3年に一度とか何年ごとにこれを見直しますというような文言を一文どこかに入れておくという作り方をしているものもあります。ただその時に3年でも5年でも全然変わってなければそれはそれでそのままですということなんです。

委員：大口は入れるつもりはない？

事務局：今のところはそうですね、考えてはいないです。内容にもよるんですが、本当に細かいいろんなことを入れておくと見直しをしないと後になってこれって昔の古いままだよっていうことがあるようなことが起こるものは入れたりはしますし、ただ今回は理念的なものなので、理念がそんなに簡単に変わるとは思わないので、ある程度何年ごとに見直しましょうというのを入れる予定は今のところなかった。理念条例だとたぶんいらないですけど、実行性を持たせるような条例にしてくると、例えばまちづくり基本条例だと4年に一度見直しますと書いてあるので。

委員：3章が具体的なのでそうかなと思ってた、1章や2章はいいとは思いますが、3章は具体的なんで、これ足りないとかこれ違うなというのが出てくるのかなと思って。

事務局：このあたりは内容によって今から作るのでどうとでもなるかなと思いますので、そこはご意見いただきたいところです。

委員：第3章こどもにやさしいまちづくりの推進というところで、地域への支援ということでこれは私が思うに地域がいろいろ支援というか、こどもにやさしいまちづくりの中で地域が一体となって地域の目でこどもたちを見守るといふ、行政と地域との連携とか、行政が地域を支援するんじゃなく、地域からこういう優しい目を向けるというようなのが大口町らしい、大口町は地域一体となってやっていますよという風にした方がいいんじゃないかなと。地域と一体となっているこどもたち、それから高齢者含めて見守り活動をしましょうとか、そういったところでそのためにはどうしたらいいか、そういう話し合いがもう進んでる。そういったことをこども条例の中に盛り込んで、大口町で地域一体となってこどもたちのためにいろいろやってくれる地域だなというのが大口町らしさに繋がるんじゃないのかなとは思いますが。そういったことも盛り込んで検討された方がよいかと思います。

委員長：ここの地域への支援というところはどのような意図で今入れられていますか。

事務局：今ここに記載させていただいている地域への支援という文言については、こどもの権利保障に資するような活動、地域活動に対して町は支援をしていきたいと思います。

というような見方での記載をさせていただいていますので、今いただいたご意見をもとに地域との連携ですとかそういったところの角度も含めて検討していきたいと思います。

委員：本当にこどもが気軽に話しかけられるような町全体の雰囲気づくり、これを今目指しているんです。現にいろんなこどもたちから相談を受けて、それに対して今対応をしているんですけど、それを何か仕組みとして町全体として何かそういうような、こちらでもこどもたちといろいろ地域の人がお話をしている、そんなような風景が見えるような町にしていきたいというところで、取り組みをはじめていております。

委員長：ぜひご検討いただければなと思います。

委員：責務のところでは大人の責務を定めるとあるんですけど、こどもはこどもという定義をされているじゃないですか。先ほど説明されたときに大人の責務というときに、保護者とか育ち学ぶ施設とかそこで働く方々だとかって言われてたんですけど、こどもの定義があるなら大人の定義はなくてもいいのかなって思ったのと、大人というのが18歳以上となっていて、学生さんは大人なのかなと疑問に思ったというのと、前回いただいたアンケートの結果を見させてもらったんですけど、「あなたは自分らしく生きていますか」というところであまりそう思わないとか全くそう思わないが中高生では13%、14%あって、中学生の女の子が南小学校校区だと2割、3割がそういう風に自分らしく生きていないって思っているというのがあったので、こどもの権利の中に自分らしく生きる権利という文言があってもいいのかなと思ったのと、やりたいことをやりたいけどできないということが書いてあったので、どんな人でもできるよみたいな、今ジェンダーとか障害の有無とか個別性とかを大切にする時代だし、やっぱりそれはその子らしさを見てほしいなというのがあるから自分らしく生きる権利というのがあったらいいなと資料とかを見て感じました。

事務局：わかりました。聞き入ってしまいました。こういう意見をいっぱいいただいてこういう中に盛り込んでいろんな意見がみなさんの考えでできたよという、将来のこどものために作りますよというのが、本当にいっていただけるとたくさん盛り込めますので、ありがとうございます。今本当に自分らしく生きる権利があるといいなと思いましたので、またそこを本当に検討させていただいて、また見ていただいて、ご意見いただくとお思います。ただ大人の定義に関しては、法律上、細かい話になりますが、こどもと定義されるのが今どうしても18歳までなので、学生でも一応大人は大人かなという扱いにはなっちゃうのかなと思います。その辺大口町では、大人も22歳までこどもにしますよとなるとなかなかこれはちょっと難しいかなと思います。前回の委員会の議事録を見て、18歳未満がこどもの定義付けかなとお話しされてたと思うんですけど、一番新しいこども基本法というそこでは、一応定義で、「この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう」となっているんですよ。前回、委員長がおっしゃられたと思うんですけど、18歳を過ぎた途端にカバーされなくなっちゃうという実態がやっぱりあるから、これもこの法律もそういったところを救えるようにしているの、勝手に思っていたんです

けど、この18歳というのは、ちょっと今もこういう話になりましたけど、年齢ではなくてこういう書き方、「心身の発達の過程にあるものをいう」ということで個々によって判断されるという風にしていってあげるといいのかなという風には思います。

副委員長：これすごくいいなと思ったのが、定義の3行目のところ、18歳という風でこどもは定義されているんだけど、「必要に応じて拡大的に認めることがふさわしい」、これいいなと思って私読ませていただきました。育ちによっていろいろな方がいらっしゃるんで、一概に18で線を引けないところもあるので、この一文ですごく救われるところが出てくるんじゃないかなと思って、これいいなと思っていました。

委員長：この文言は、今回、どこかの市町のもの参考をされたりしているんですか。

事務局：そうですね、はい。

委員長：みんな書いてあったのですが、やっぱり18歳だけで切るのではなくて広く含めた言い方をどの市町もこども条例作る時には定義されてるみたいだったので、大口町はこういう風にこの文言で入れるのかなと思っていたんですけど、今、心身の発達の過程にある者というような言い回しもあったので、ちょっと検討していただいていい文言を考えていただけるといいのかなと思います。

事務局：なかなか難しい問題だなと思って、法律もばらばらだということなので、きちんと年齢で区切らなきゃいけない支援もあるだろうし、そうじゃないところも認めざるを得ないものもあるので、非常に難しいなと思いつつ、でもそこも今後どちらにしてもきちんと町としてというところは決めてかなきゃいけないので、みなさんご意見いただきながら進めていきたいと思っています。

副委員長：こども・若者支援というと40歳もできますよね。

事務局：だから本当に難しいなと思うんです。受け取り方もたぶんいろいろだと思われるので。

委員：第三章こどもにやさしいまちづくりの推進で、下から2番目にある広報及び啓発とありますけど、これ本当に言葉で言うところの2つなだけで、これ非常にこれを策定した後が大切。これをどのように、例えば他の市町みたいにそういう委員会を作ってそういう人たちがいろんなところへ出向いて広報・啓発活動をやるといって、例えば今も今日来ていただいている民生・児童委員とか、例えばそういうような、そういう人がいてやっとならば条例がまわって、問題点も見つかるし、活動することによって問題点も出てくるし、というような委員会とか専門機関とかそのようなものを作る予定はありますか。

事務局：まだ今のところはないんですけど、この広報・啓発については、おとなワークショップのところのあたりでこういうことも、実際に8月に（こどもの意見を聴く場を）開催するんですけど、できればそのこどもたちをもう少し来ていただいて、いろんなこと、条例の中身を見ていただいたりとか、啓発まで最終的にここまで関わってもらえるかは分からないんですけど、そういった方向性で少し何かいいことができないかなという話は今ありますので、そういうものを上手に育てていきたいとは考えております。まだ案なんですけど、本を作ってこどもが生まれたお母さんたちにそういう本を、そこまですぐにはできるとは難しいかもしれないんですけど、そう

いったいいろんなところでいろんな人が関わってこれをPRしていただけるとよくなるかなとも考えております。

委員：やさしいまちづくりの推進というのは、この条例ができた後は条例がある限り継続的にこども課さんとしては行動していく予定でよいのでしょうか。

事務局：そうですね、条例ができて、その条例をきっかけにいろんなことをやっぱり進めていく必要があると思うので、すぐにはできないですし、先ほどもお話ししたように行政だけでできないので、今おとなワークショップで住民のみなさんの関わりをこちらとしても行政でできないところをお願いをしていくような体制づくりをしていきたいと思っておりますし、先ほどの地域の話でも、行政が地域にじゃあお願いしますと言ってできるかというところではできないですが、働きかけは大事だという風に思っていますので、これをきっかけにいろんなところに何らかの働きかけができるといいと思っておりますので、そこは働きかけをさせていただいた団体のみなさんとか地域のみなさんとかそういうところのご協力かなと思います。ただ作って終わりじゃなくて、こども条例できたらちょっとこうなったよねみたいな風になんとかかなるという風に思っていますので、それができれば一時的なことではなくて継続していくように町としては体制は整えていきたいかなと思っています。ご協力お願いします。

委員長：具体的に繋がりそうなものがここに書かれるとやっぱりいいですね。あまり具体的には書けないですけど。

事務局：具体的すぎてもいけませんけど、でもある程度はなんとなくこういう風なんだなということが見えるといいかなとは。でも何分これからなんですけどね内容は。

委員長：やっぱりいろんな市町のこども条例だと権利侵害があったときのための権利擁護の委員会があるとか、さっきこども議会の話もされてましたけど、こども議会について整理、書かれているところもあったりとか、いろんな形が具体的にしようと思ったらあるんだったら、後はちょっと思ったんですけども、そこまではもし今の段階では難しいということであれば、それを作っていくのにもっと多機関が重なり合っただけでこどもを支援していかなければならない世の中だと思いますので、その中心軸を市町が担うということなんだと思いますので、その方向に行くようにここのサーチをかければいいのかという風には思っています。具体的にじゃあどう書くのというところでは難しいんですけど、いろいろそういうご意見もどんどん言っていただければいいかと思っております。私の方から1点よろしいでしょうか。2章のこどもの権利のところなんですけど、先ほど言っていただいて自分らしく生きる権利、大事なことだなと思ったんですけど、このアンケートの中で最初の方で15項目挙げている大事な権利を3つ選ぶみたいな、あそこの15項目を使われる予定なんですかね（大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書8及び9ページ）。この4つの中にさらに細かくもうちょっと書き足すという話をされてたと思うんですけど、そういったことが入ってくるという風にイメージしたらよろしいですか。

事務局：現状の考えといたしましては、ここに記載があるような個別具体的な内容を載せようとは思いますが、ただこの15項目にこだわらず、今いただいた自分らしく生きる権利ですとかここ以外のものに関しても重要な権利、こどもの権利として大切なものは盛り込んでいこうかなという風にも考えてはいるんですけど、ただ逆に

個別具体的な権利を記載してしまうとそこに載っていない権利は守られてないのというような見方もあるのかなというところで、ちょっと事務局側としても具体的に載せるのか、逆に載せすぎない方がいいのかそのあたりは悩んでいるところなので、逆にみなさまの方からもご意見いただけると大変ありがたいです。

委員長：個別具体的にというレベルは、この問5（大口町子ども条例に関するアンケート調査結果報告書8及び9ページ）くらいのイメージで、こういう風にするのか、それとも文章みtainな感じで示して定義みtainな感じにするのかまだ検討中ということですかね。ご意見ありますか。それはどちらもいろんな市町のこども条例はどちらもあるんですかね。

事務局：そうですね、子どもの権利条約をもとに構成をされているところもあるので、すべてを見たわけではないのであれなんですけど、詳しくいくつも記載しているところもあれば、ざっくりと記載があるところもあるので、おそらくそれぞれの市町村の考えによってさまざまかなとは思いますが。

委員：今の話の流れで、自分の考えとしては細かく書いた方がいいのかなと思ってるんですけど、ざっくり書くと結局人によって解釈が違うというので、お父さんはこうだけお母さんは違うみたいになると、こどもはどっちを信じていいのか分からなくなるので、載ってなければまた追加していけばいいのかなという風に自分は思いました。今の話を聞いて。以上です。

委員長：なかなかね、実際に出てみないと意見も出しにくいとは思いますがね。

事務局：補足してもいいですか。今の話の流れで、ユニセフの子どもの権利条約の権利は大きく分けると4つとかと言われている生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利との説明をしておりましたが、現在はその説明を使用しておりませんという風で、これは権利が4つしかないような誤解を招きかねないという理由から該当記述を削除しましたと書いてあって、個別に書くとそれ以外にも見えないところの権利が山ほどあって、それをどういう風に守るのかというところが難しくなるので、自分としては非常に悩ましいところ、書き方だろうなと思うんですけども、全部拾えるような書き方をしてあげた方がいいのかなという、今両方の意見をいただいて検討しているところですかね。行政が条例というものを作るときはなんとなく基本的なルールがあって、理念的と呼ばれる今こういう理念条例はどちらかというところばよかすんですね。権利を認めるものは細かく書くんです。条例というのは町のルールなので、そこに罰則規定だったりというものは存在しないものとするものがあるんですけど、それによってこう判断をする基準が決められるものなので、権利を認めることとか細かく規定するもの、はっきりと分からなきゃいけないものはわりに細かく書きます。だけど理念といわれるこういうぼんやりとしたものはやっぱりよかすんです。言われるように確かにいろんな解釈があるんですが、解釈のしよんによっては全部オッケーになるような作り方を実はするので、たぶん今のユニセフとかの話もそうやって言われると今の自分らしく生きる権利ないでしよんていうようなたぶんそういう話も出てくることもあって、今4つを明記しないよんていう風になってきたのかなということもあるとすると、本当に細かく書きすぎという人はここに載ってないからいいんでしよんみたいなことはやっぱり出てくるか

な、これはちょっとどうするかというのはまだ置いてですね、今までの条例を作るなんとなくの行政のルールとしてはそういうようなものがあります。ということをお伝えさせていただいたうえで、少しまたこれも検討させていただきたいかなと思います。

委員：その話をこどもに聞いたらどういう風な答えが返ってくるというのは分かったりしますか。

事務局：どうでしょうね、一回聞いてみましょうかね、今度。

委員：そうですね。大人はこう思ってるけど、こどもはいやいやいやという可能性も。やっぱりお父さんとお母さんで意見が違うのはこども困っちゃうので、どうなのかなと。こどもの権利なんで大人がこうだからといって押し付けるのもどうかなというの。

事務局：それも今度ちょうど（こどもに）集まっていたときに条例の前文の話だけじゃなくて、少しそんなところも意見は聞いてみてもいいかなと思います。せっかくの機会なので。

委員長：やっぱりこどもがね、こどもに理解できる形で示すというのはとても大切なことだと思うので、ただ条例がその形である必要があるのかというのは議論する必要があって、これとは別にこどもに分かりやすい何かを、今、こども家庭庁だったかな、いろんなバージョンが、いろんな対象者向けの分かりやすさの度合いで説明を作って全文ホームページに載せているというのもありましたので、例えばそういう形にするとちょっと具体的になるというのものもあるのかなと思ったりします。

委員：大口町はそういうのを考えてたりするんですか。

事務局：概要版が、こども基本法のやさしい版とかこども向けのものがあったりするので、そういったものはまちねっとと大口さんと協働委託もしているので、パンフレットの作成がスケジュールにも書いてあって、3月にパンフレットの作成及び印刷がありますけど、そのあたりで形にしていけたらなと思います。やっぱりこどものための条例ですから、こどもでも読めるようなもの、理解できるようなものを作るという風に。

委員：小学1年生と高校生だとたぶん読める度合いが違うので、真面目なものを書かれても読めないなというのがあるとは思うので。

事務局：ありがとうございます。他の市町さんでもいくつかバージョン出してこども条例の解説版みたいなものをひらがなばかりのものをインターネットで見たこともありますので、たぶんいろんなパターンを出されているかなとは思いますが、そんなことも考えたいですし、先ほどちょっと出ましたけど、おとなワークショップの方々が絵本にするといいねとか、すごいなと思いましたけど、発想が、そういうことを分かりやすい絵本にしてお母さんたちに配るといいねなんて意見もいただいているところなので、確かに面白いなと思うので、そういう発想は行政になかなかないので、そういうのも実現できるといいなと思っています。ただそれをすぐには無理かもしれませんが、できて終わりじゃないところで、2年後でもいいのでできたら面白いなということも思います。あと、細かい部分につきましては、チラシやいろんなところで大まかに条例に定めておいて、こんなことあるよというような

いろいろなイメージを啓発パンフレットに載せるのも。なかなか条例ってこどもが見るかという見ないものですから、チラシとか作ったときにこの項目についてこんなこといっぱいあるよみたいなことであげて、またいろんなことが出てきまして、こういうのがいいなというの、また啓発のものも数年ごとに作る必要があると思いますので、そういうときにバージョンアップしながらやっていけばいいかなと思います。

委員長：今からあれですもんね、次の回は素案が出てくるという？

事務局：はい。

委員長：よろしいですかね。では、ご質問もないようなので「大口町こども条例骨子案について」はご承認いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

[協議終了]

次第5：その他

事務局：事務局からは特にありませんが、せっかくの機会ですので委員のみなさんからご意見等ありましたらお願いします。

委員：次の会議はどれくらい前に教えていただけますでしょうか。

事務局：次の会議は9月に開催するので、8月3日に（こどもの意見を聴く場を）やって、その後にその内容をプランニングしてからの案内になりますので、会議の1か月くらいに前には送らせていただきますので、9月の後半くらいになると思いますので、9月、8月末くらいには連絡をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

委員：平日だと思えばいいですか。

事務局：そうですね、はい。すみません。

[その他終了]